

# 町財政の健全化—令和元年度決算に基づく算定

健全化判断比率 0.9割 ↓

将来負担比率 15.5割 ↓

## 改善順調も一層の努力

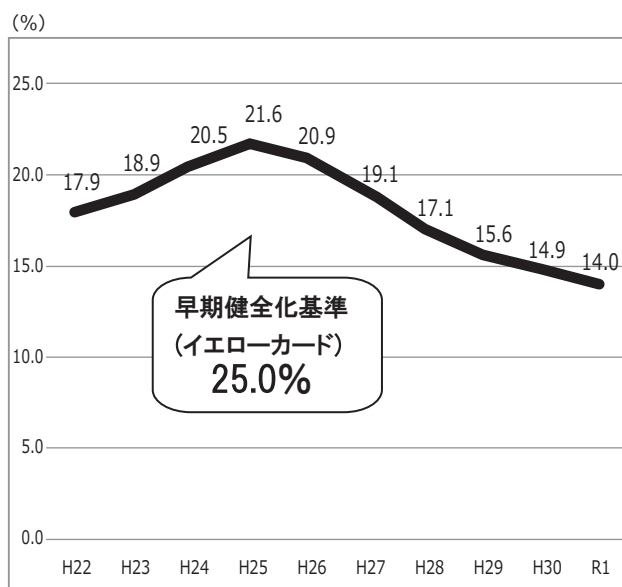
平成21年4月から全面施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、令和元年度決算に基づく健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定しました。

この結果、**健全化判断比率と資金不足比率はいずれも国が定めた早期健全化基準および経営健全化基準を下回りました。**平成30年度決算と比較して、借金（地方債）の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す**実質公債費比率**（14.0%）は0.9割、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の現時点での残高を指標化し、**将来財政を圧迫する度合い**を示す**将来負担比率**（52.8%）は15.5割の改善を図ることができました。

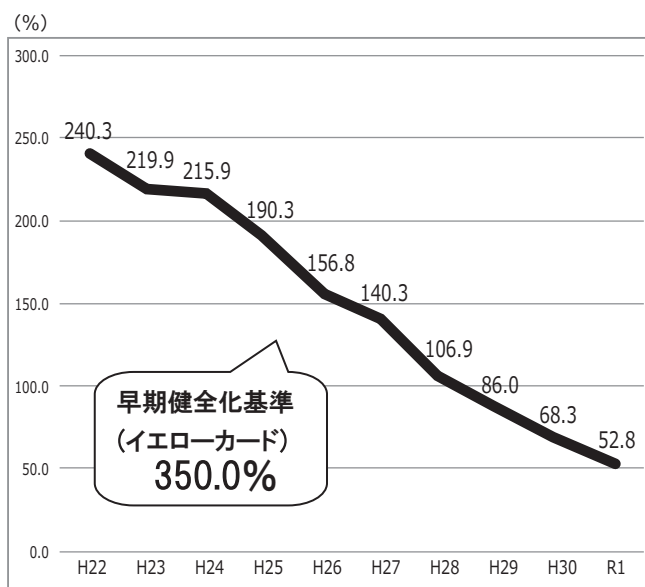
### 実質公債費比率は道内ワースト14位

しかしながら、実質公債費比率については、依然として道内平均より上位（北海道内ワースト14位）にあることから、町財政健全化プランに基づき、安定した行財政運営を行なえるよう努めていますので、町民の皆さまの理解と協力をお願いします。

#### 【健全化判断比率】



実質公債費比率の推移



将来負担比率の推移

※早期健全化基準を超えた場合、財政健全化団体として、自主的・計画的な財政の健全化を国から求められます。

◆一般会計などの赤字の程度を、財政運営の悪化の度合いを示す**実質赤字比率** およびすべての会計の赤字や黒字を合算して赤字の程度を指標化し、全体としての財政運営の悪化の度合いを示す**連結実質赤字比率** は、赤字額が発生していません。

◆公営企業会計の事業規模（料金収入）に対する資金不足の割合で、経営状況の悪化の度合いを示す**資金不足比率**は、資金不足額が発生していません。

問い合わせ先：財政課 財政グループ ☎82-2714